

令和6年第1回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和6年3月5日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年3月14日（木）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (13名)
  - 1番 坂本 稔記      2番 南 雅彦      3番 山口 欣也
  - 4番 福田 泰生      5番 渡邊 昌行      6番 谷口 和也
  - 7番 井上 容子      8番 山路 善己      9番 前川さおり
  - 10番 中西 友子    11番 北 守      12番 坪井 信義
  - 13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名  
町 長 辻村 修一    副 町 長 田間 宏紀    教 育 長 中西 章  
会計管理者 真砂 浩行    総務政策課長 中村 元紀    税務住民課長 山下 健一  
保健福祉課長 見並 智俊    産業振興課長 里中 和樹    建設課長 平生 公一  
教育事務局長 梅前 宏文    上下水道課長 山本 陽二    病院老健事務局長 竹郷 哲也  
地域づくり推進室 中川 泰成    防災対策室長 内山 治久    生活環境室長 山口 成人  
地域共生室長 中西扶美代    監 査 委 員 大西 栄
- 7 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 中西 豊    同 書 記 福井希美枝    同 書 記 中山 元太
- 8 日 程
  - 第 1. 会議録署名議員の指名
  - 第 2. 議案第 3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
  - 第 3. 議案第 4号 玉城町行政組織条例の一部改正について
  - 第 4. 議案第 5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
  - 第 5. 議案第 6号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
  - 第 6. 議案第 7号 玉城町使用料条例の一部改正について
  - 第 7. 議案第 8号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 第 8. 議案第 9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について

- 第 9 議案第 10 号 玉城町介護保険条例の一部改正について
- 第 10 議案第 11 号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 11 議案第 12 号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 12 議案第 13 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 13 議案第 14 号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 14 議案第 15 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 16 号 玉城町下水道事業の設置に関する条例等の一部改正について
- 第 16 議案第 17 号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 17 議案第 18 号 令和 5 年度玉城町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 18 議案第 19 号 令和 5 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 19 議案第 20 号 令和 5 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 20 議案第 21 号 令和 5 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 21 議案第 22 号 令和 5 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 22 議案第 23 号 令和 5 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 23 議案第 24 号 令和 5 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 24 議案第 25 号 令和 5 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 25 議案第 26 号 令和 5 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 26 議案第 27 号 令和 6 年度玉城町一般会計予算
- 第 27 議案第 28 号 令和 6 年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第 28 議案第 29 号 令和 6 年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第 29 議案第 30 号 令和 6 年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第 30 議案第 31 号 令和 6 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 31 議案第 32 号 令和 6 年度玉城町病院事業会計予算
- 第 32 議案第 33 号 令和 6 年度玉城町水道事業会計予算
- 第 33 議案第 34 号 令和 6 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第 34 議案第 35 号 令和 6 年度玉城町下水道事業会計予算

(午前 9 時 00 分 開会)

## ◎開会の宣告

- 議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は、13名で定足数に達しております。  
よって、令和6年第1回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって議長において  
5番 渡邊 昌行 議員                      6番 谷口 和也 議員  
の2名を指名いたします。これから、議事に入ります。

## ◎日程第2 議案第3号から日程第15 議案第16号

- 議長（小林 豊） 日程第2議案第3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する  
条例の制定について ないし 日程第15 議案第16号 玉城町下水道事業の設置に関する条  
例等の一部改正について を一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案のうち、議案第3号 および 議案第4号については総  
務産業委員会に、また議案第7号 および 議案第9号 並びに 議案第10号については教育  
民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

まず総務産業常任委員会の委員長報告を求めます。

総務産業常任委員会 渡邊 昌行委員長

- 総務産業常任委員長（渡邊 昌行）議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められま  
したので、ただいま議題となっております議案について委員会審査の経過並びに結果をご  
報告いたします。去る、3月6日開催の本会議において本委員会に付託されました議案2  
件について3月11日第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出  
席のもと7名の委員により審査を行いました。その審査の内容の詳細については会議録を  
ご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び審査結果を  
ご報告いたします。

議案第3号玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、条例の  
中、交流施設の使用料金や管理方法などの質疑応答がありましたが討論はなく採決の結果、  
挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第4号玉城町行政組織条例の一部改正については、現在の総務政策課をまち  
づくり推進課と総務防災課に変更する理由について質疑応答がありましたが討論はなく採  
決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。以上で総務産業常任委員会に付託  
されました議案の審査報告といたします。

- 議長（小林 豊）以上で、総務産業常任委員会の委員長報告は終わりました。これから、  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑の申し出はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

○議長（小林 豊）質疑の申し出はありませんので、総務産業常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略します。

次に、教育民生常任委員会の委員長報告を求めます。

教育民生常任委員会 谷口 和也委員長

○教育民生常任委員会委員長（谷口 和也）

議長から教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題になっております議案について委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。去る3月6日の本会議において本委員会に付託されました3件の議案について3月11日、第1委員会室において町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席のもと6名の委員により審査を行いました。その審査内容の詳細については会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査における質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

まず、議案第7号玉城町使用料条例の一部改正について 質疑において委員より中央公民館の町民に対する使用料を有料にすべきとの意見が出されました。執行部より町民へのサービスの一環としてこれまでと同様に使用料を無料にしていきたいとの答弁がありました。反対討論として、町民及び町在勤の中央公民館使用料無料に対する反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号玉城町国民健康保険条例の一部改正について 委員より11段階から13段階へ変更になった場合、価格改定により負担が大きくなる方がみえると思われるがどうするのかとの意見が出されました。執行部より軽減措置を実施するようしており、また今回価格改定を行わないと今後大きな改定が必要になってくるとの答弁がありました。討論はなく採決の結果、挙手多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案10号玉城町介護保険条例の一部改正について 質疑、討論はなく採決の結果、挙手多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊）これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の申し出はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

○議長（小林 豊）質疑の申し出はありませんので教育民生常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略します。これから、議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき、討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

7番 井上 容子議員

○7番（井上 容子）議長のお許しを頂きましたので、議案第3号玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、第5条において交流施設を使用しようとするものはあらかじめ町長の許可を受けなければならないとあり、利用手続きのための窓口業務が必要となるにも関わらず、決め

られた使用料は人件費などの経費を考慮した金額となっておりません。第8条において町長が公益上必要があると認める時は、同項の規定による使用料を減額し、または免除することができるかと規定されているのであれば、わざわざ基本の使用料を安価に設定せずとも交流にふさわしい利用目的の場合に減免すれば交流促進の妨げになることはございません。また、駅から徒歩0分の良い立地条件であることから貸しスペース、貸し部屋などを営む方への商売の妨げとなることは間違いありません。ウェブ予約もまだ導入でないとの事ですので人件費を考慮した適正な使用料設定を求めます。適正なサービス対価への支払い意識の醸成をするためにも適正な使用料設定を求めます。今後、快速みえの昼の停車増便を目標に掲げておられるなら特に徳和駅や五十鈴ヶ丘駅を利用する学生さんが対抗列車待ちによるダイヤの乱れの被害者となることは容易に想像できます。学生さんが列車や迎いの時間を待つ間の自習スペースとしても利用しやすい環境になるように特別に安い貸し切り利用料の設定を適正なサービス対価を意識した金額に修正いただきたく私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊）次に 賛成者の発言を許します。

暫時、休憩します。

（午前9時12分 休憩）

（午前9時14分 再開）

○議長（小林 豊）再開します。次に 賛成者の発言を許します。

4番 福田 泰生議員

○4番（福田 泰生）それでは議長から発言の許可を頂きましたので、議案第3号玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。まず、本議案ですが先ほど委員長報告にもありました通り、総務産業常任委員会に付託されまして審議の結果、全会一致で可決されたことをご認識ください。これまで数々の難局を乗り越え新たに完成となる交流施設併設の田丸駅舎の利用に関する条例の制定であります。通勤、通学に利用される方々は元より町内外の方々にも幅広くご利用して頂き地域のコミュニケーションの場として、さらには関係人口と交流人口の創出を新たに作る場として設置される交流施設であります。それらを考慮した条例案となっているものと考えております。また、利用料金の設定についても様々な用途で活用していただける内容と考えております。よって、議案第3号玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について賛成の立場の討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊）ここで討論の途中ですが、教育民生常任委員会委員長谷口委員長より、訂正の申し出がありますので許可します。

谷口委員長

○教育民生常任委員会委員長（谷口 和也）ただいま報告をいたしました教育民生常任委員会の報告内容について、一部間違いがございましたので修正をさせていただきます。議案第9号の国民健康保険の条例の中で、委員より発言があったという項目を言いましたけど

も、第9号に関しては質疑、討論はありませんでした。第10号の玉城町介護保険条例の一部改正について、委員より質疑があり、また討論はないですね、質疑があり結果として挙手多数で可決をしたということで、内容に9号と10号で入れ替わっておりましたのでここで修正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（小林 豊）それでは討論の方に戻りたいと思います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊）挙手多数です。

したがって、議案第3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正についてから 議案第6号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

まず、議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正についての採決を行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての採決を行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第6号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき、討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

7番 井上 容子議員

○7番（井上 容子）議長のお許しを頂きましたので、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について、に反対の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は改修に伴う名称変更とのことですが、何年も改正がなされていない使用料、電気料、冷暖房費をこの施設改修に伴う名称変更の機会に同時に改修するタイミングであると考えます。改修により冷暖房機器が変わっておりますので以前の料金改定の時と同じように消費電力相当額に応じた冷暖房費の改正が必要です。利用者から経費がかさむので何とかしてほしいというご意見があるとのこと説明がありましたが、冷暖房費の実費程度の料金は利用者に支払い義務があるのではないのでしょうか。また、健康福祉の観点から、玉城町在住、在勤の方の施設使用料免除は素晴らしい取組みでございますが、社会教育の観点からは適正なサービス対価への、支払い意識の醸成を妨げるものであり施設を利用できる人だけの偏った税金の使い方となっております。教育委員会としては使用料見直しはしばらくのご見解でしたが、近隣市町の施設使用料と比べても大きく差がありますし公平な料金設定となるようこの機会に料金改定も同時に行うべきと考えます。以上の理由をもって私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊）次に 賛成者の発言を許します。

1番 坂本 稔記議員

○1番（坂本 稔記）議長のお許しを頂きましたので、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。今回の条例改正につきましては、中央公民館改修工事に伴う各室の形態変更の為その内容に合わせて改正するものであり、この部分については、従来と変わらないものと考えます。また体育センターの使用料についても利用形態の実情に応じた改定であり、より住民の利便性を考慮したものと考えます。以上の理由をもちまして賛成討論とさせていただきます。議員各位におかれましては良識のあるご判断をいただきますようお願いして賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊）通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊）挙手多数です。

したがって、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について から 議案第16号 玉城町下水道事業の設置に関

する条例等の一部改正について、については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手 )

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第8号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手多数です。

したがって、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手多数です。

したがって、議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第11号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第12号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第13号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第14号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手多数です。

したがって、議案第15号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手多数です。

したがって、議案第16号 玉城町下水道事業の設置に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第16 議案第17号

○議長(小林 豊) 次に、日程第16議案第17号 定住自立圏形成協定の変更について、を議題とします。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので 討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第17号 定住自立圏形成協定の変更については原案のとおり可決されました。

## ◎日程第17 議案第18号から日程第34 議案第35号

○議長(小林 豊) 次に、日程第17 議案第18号 令和5年度 玉城町一般会計補正予算

(第8号) ないし、日程第34 議案第35号 令和6年度 玉城町下水道事業会計予算を、一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案については予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されています。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 北 守 委員長

○予算決算常任委員長(北 守) 議長から予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計予算の議案について委員会審査の経過並びに結果を報告いたします。

去る3月6日の本会議において本委員会に付託されました議案第18号 令和5年度玉城町一般会計補正予算(第8号) ないし議案第35号 令和6年度玉城町下水道事業会計予算を3月11日、第1委員会室において町長、副町長並びに教育長、関係職員の出席と議長同席のもと12名の委員により実施いたしました。

議案第18号 令和5年度 玉城町 一般会計補正予算(第8号) ないし 議案第26号 令和5年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第3号) について他 合計9件の議案審査を、総務産業常任委員会、教育民生常任委員会の閉会后、本委員会を開き審議しました。その審査の経過並びに、また、審査の詳細な内容については、会議録をご高覧いただきたいと思えます。

まず、議案第18号 令和5年度 玉城町一般会計補正予算(第8号) では、委員から、各款の項について、詳細な審査がなされました。本案に対しての討論はなく、採決の結果、「挙手多数」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、

議案第19号 令和5年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、

議案第20号 令和5年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第2号)、

議案第21号 令和5年度 玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 令和5年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 令和5年度 玉城町病院事業会計補正予算(第1号) については備品について、委員からの質疑がありました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和5年度 玉城町水道事業会計補正予算(第3号)

議案第25号 令和5年度 玉城町老人保健施設事業会計補正予算(第1号) については質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和5年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第3号) については

特別利益について委員より質疑があり、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度各当初予算の審議、審査の経過について申し上げます。

令和6年度各会計当初予算の審議、審査は、各項ごとに、所管課長より補足説明及び、施策の説明を求めた後、前年度予算とも比較しながら慎重に審査をいたしました。

まず、議案第27号 令和6年度玉城町一般会計予算について、歳入、歳出総額66億4,800万円の予算について審議を行いました。

歳入については、見開きごとに、また、歳出については、各款の項に沿って審議をおこないません。討論はなく、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、

議案第28号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計予算

議案第29号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計予算

議案第30号 令和6年度玉城町介護保険特別会計予算

議案第31号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 令和6年度玉城町病院事業会計予算

議案第33号 令和6年度玉城町水道事業会計予算

議案第34号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算

議案第35号 令和6年度玉城町下水道事業会計予算

については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その審査の内容の詳細については、会議録をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小林 豊）以上で、予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊）「異議なし」と認め、質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第18号 令和5年度 玉城町一般会計補正予算（第8号）について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき、討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西 友子議員

○10番（中西 友子）議案第18号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第8号）につ

いて、反対の理由を述べさせていただきます。

特に2点について、まずは、伊勢鉄道経営支援負担金について。コロナ禍に限定した支援という事ですが、これ自体が悪いという事ではございません。ただ、改善書の提示がされなかったことが残念です。鉄道という三重県内の利用者の足が安定して継続できるという点では経営が軌道に乗るまで続けても良かったと思っているほどです。ですが、計画や改善書が無いものに計上された金額をそのまま鵜呑みにして出せるほど玉城町の財政は豊ではありません。予算でも精査を行っているのですから提示はあるべきです。

次に若者に対する予算の掛けかた使い方ですが、出会い創出事業委託料では当初25万9,000円の予算に対し27,000円のみ使用、若者のつどい補助金30万円は全額減額。6款農林水産費の経営継承発展支援事業交付金では、令和4年度、令和5年度とも全額減額となっており若者継承者の求めているものと行政が求めているものの乖離があるのではないかと思います。政策の在り方が問われることだと思います。以上を持って反対の理由とします。

○議長（小林 豊）次に賛成者の発言を許します。

2番 南 雅彦議員

○2番（南 雅彦）議長の許可を頂きましたので、議案第18号 令和5年玉城町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は年度末を控え過不足調整はもとより、次年度への繰越明許費、将来へ向けての基金への積み立て、企業版ふるさと納税の受入れ、および支出など、新年度に向けて非常に重要な補正予算と考えます。以上のような理由をもちまして賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同の方、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊）通告は以上ですので、これで討論を終わります。

○これから、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊）挙手多数です。

したがって、議案第18号 令和5年度 玉城町一般会計 補正予算（第8号）は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 令和5年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第26号 令和5年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第19号 令和5年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第20号 令和5年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第21号 令和5年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第22号 令和5年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第23号 令和5年度 玉城町病院事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第24号 令和5年度 玉城町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第25号 令和5年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第26号 令和5年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和6年度 玉城町一般会計予算について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき、討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西 友子議員

○10番(中西 友子) 議案第27号 令和6年度玉城町一般会計予算について、反対の理由を述べさせていただきます。まずは、自衛官募集事務に対する名簿の提出についてです。民間企業に対して行政が名簿の提出をすることはありません。行政としては、官と民の扱いを平等にし、少なくとも希望しない方への対応はするべきです。近年は個人情報漏洩として裁判になるようなことも出てきました。誠意ある対応を取っていかれることを望みます。

次に、区集会所に対する補助金、交付金ですが、能登の震災を受けての対応ということで大変素晴らしいことですが、町として区の集会所はその区の方が一時避難所と位置付けるもので町は定めないと、これまでのお話でありました。ということは町として、区集会所を一時避難所として認定するかどうかということです。ここを曖昧にしたままでの予算執行を認めることはできません。さらに屋内体育館は耐震が無く、能登震災と同様の揺れがあれば倒壊は免れないでしょう。緊急地震警報機が鳴ったら逃げればよいとの行政側の認識ですが、地震の揺れが酷いほど動けないことを認めて対策をとる必要があります。今一度認識の差を町民との間で生まないように、書面に記載するなどの対応が必要となることを私は危惧します。

最後に移住、定住や、町のPRに力を注いでいますが、まずは町に住む方、働く方の安心、安全な暮らしに力を注いでいくことが大切だと思います。以上を持って理由とします。

○議長(小林 豊) 次に 賛成者の発言を許します。

3番 山口 欣也議員

○3番（山口 欣也）議長から発言の許可をいただきましたので、議案第27号令和6年度玉城町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

本議案の主な事業の内容は、たまネーポイント還元事業第4弾の予算計上や農業機械購入補助の400万計上、農業機械補修費支援事業補助の100万円の新規計上、小学校入学祝金の1人2万円、中学校入学祝金の1人3万円、中学校卒業祝金の1人3万円の予算計上さらに、保育園児の使用済オムツを保護者が持ち帰り不要とするためのダストボックス購入などの予算計上もあり町全体の経済向上と、子育ての町玉城町を前に進めるバランスの良い予算計上となっております。議員各位におかれましては良識あるご判断を頂きますようお願いいたしまして、議案第27号令和6年度玉城町一般会計予算の賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊）通告は以上ですので、これで討論は終わります。

これから、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊）挙手多数です。

したがって、議案第27号 令和6年度 玉城町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計予算 から議案第35号 令和6年度玉城町下水道事業会計予算 については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第28号 令和6年度 玉城町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第29号 令和6年度 玉城町山村振興事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第30号 令和6年度 玉城町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第31号 令和6年度 玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第32号 令和6年度 玉城町病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第33号 令和6年度 玉城町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第34号 令和6年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)



○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第35号 令和6年度 玉城町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時02分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（小林 豊）再開します。

議会運営委員会にて協議した結果、追加議案として審議することになりましたので、ただいまから事務局職員にて追加日程を配布いたします。

ただいま、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて ないし 閉会中の継続審査の申し出について が提出されました。

この際、議案第36号 ないし 発議第1号を日程に追加し、議題とすることに ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林 豊）「異議なし」と認めます。

したがって議案第36号 ないし 発議第1号を、追加日程第1 ないし 追加日程第5とし、議題とすることに 決定しました。

これから、追加議案の審議を行います。

### ◎追加日程第1 議案第36号

○議長（小林 豊）追加日程第1 議案第36号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第36号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

教育長中西 章氏から、一身上の都合により 本年3月31日をもって現職を辞したい旨の申出があり、後任に伊勢市小俣町新村312番地3 山村 嘉寛氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

山村氏の経歴につきましては、昭和62年三重県教職員として中学校教諭となり、玉城中学校などで教鞭をとられ、平成28年度からは5年間、三重県教育委員会教職員人事所管課

にも出向されてみえました。令和3年度からは、当町、玉城中学校校長として、現在に至っており、本年3月31日をもって退職となる見込みです。

山村氏は 教育行政に対する理解、諸課題の認識力的確な判断力を持ち合わせ、人格が高潔であり、玉城町教育行政のさらなる発展のため、教育長として適任と考え、ここに選任の同意をお願いするものでございます。

なお、ご同意いただきました後には、4月2日からの任命を考えており、任期は残任期間であります、令和7年11月8日までとなります。

以上、よろしくご審議のうえ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（小林 豊）以上で提案理由の説明は終わりました。お諮りします。

本案は人事案件のため、質疑および討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、質疑および討論を省略します。

これより議案第36号を採決いたします。

この裁決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（小林 豊）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時22分 再開）

（山村 教育長 入場）

○議長（小林 豊）再開します。

ただいま、次期教育長に選任されました山村 嘉寛さんから挨拶がございます。

○次期教育長（山村 嘉寛）山村 嘉寛です。先ほど承認をいただき本当にありがとうございます。この4月からは玉城町のために、子どもたちのために、地域の方々のために、一生懸命働かせていただきます。今後も皆様のご指導、ご鞭撻を賜ることをお願いして簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎追加日程第2 議案第37号

○議長（小林 豊）追加日程第2議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員である浦田孝司氏が、令和6年4月14日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案も人事案件のため、質疑および討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、質疑および討論を省略します。

これより議案第37号を採決いたします。

この裁決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（小林 豊）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり同意することに決定しました。

### ◎追加日程第3 議案第38号

○議長（小林 豊）次に、追加日程第3 議案第38号 町税条例の一部改正についてを、議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

辻 村 町 長。

○町長（辻村 修一）議案第38号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の負担軽減を図るため、個人町民税の特例措置を講ずる必要があり、雑損控除額等の特例規定を追加するとともに、条項の移動を行うため、条例を改正しようとするものです。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（小林 豊）以上で、提案理由の説明は終わりました。お諮りします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。質疑の申し出はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 豊) 質疑の申し出はありませんので 省略します。

続いて、討論を行います。討論の申し出はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 豊) 討論の申し出はありませんので 省略します。

これから、議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第38号 町税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに決定しました。

#### ◎追加日程第4 議案第39号

○議長(小林 豊) 次に、追加日程第4 議案39号 工事請負契約の変更について(田丸駅交流施設建築工事)を議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

辻 村 町 長。

○町長(辻村 修一) 議案第39号 工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年度 第7号 玉城町田丸駅交流施設建築工事について、設計変更により契約内容に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細は、地域づくり推進室長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林 豊) 地域づくり推進室 中川室長

○地域づくり推進室長(中川 泰成) それでは議案第39号 工事請負契約の変更について、補足説明を申し上げます。

本件につきましては、現在進めております田丸駅交流施設について、仕様の一部に変更が生じ、契約金額を変更いたしたく提案するものでございます。

それでは、議案第39号資料をご覧ください。

5. 変更内容におきまして、現契約金額6千930万円に変更契約金額357万5千円を追加し、変更後契約金額を7千287万5千円とするものでございます。

7. 主な変更の内容といたしまして、まず、追加であります。建具吊りレールは、旧駅舎の扉を活用するため、扉を支える特別な建具を追加するものであります。

次に、ピックアップレールにつきましては、交流スペースの写真やポスターの掲示など多様な活用に対応するため追加するものであります。

次に仕様変更であります。樋(とい)につきましては、昨今の雨量に対応するため口

径を変更するもので、建具の主なものは、事務所の一部の扉を防火扉に変更するものでございます。

また、天井、ブラインド及び外装工事につきましては、交流促進に向けた雰囲気醸成また全体の調和を図るため、天井は石膏ボードから木製に、またブラインドについてはロールカーテンに変更をするものでございます。

なお、これらの変更については、昨年度の住民ワークショップやアンケートで出た意見、また関係機関との協議を踏まえ対応したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊）以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております本案についても、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。質疑の申し出はありませんか。

8番山路議員

○8番（山路 善己）追加日程 議案第39号工事請負契約の変更について 少々お尋ねします。357万5,000円の変更金額が出ておりますけれども、建設工事においては変更とか設計書どおりいかないものです。この金額を弾き出したのは、例えば職員さんが、地方自治体向けに県から分厚い詳細に工事金額等、記載してある細かいもの。それに基づいてされたのか、もしくは設計事務所がされたのか、もしくは、管理業務委託がされたのか。まず、それを金額を弾き出したのがどなたかお尋ねします。

○議長（小林 豊）中川室長

○地域づくり推進室長（中川 泰成）金額の算定にあたりましては、管理をしております設計業者に依頼をし積算を行ったというものでございます。以上でございます。

○議長（小林 豊）山路議員

○8番（山路 善己）たしか、設計事務所と管理業務委託先は同じ設計事務所でしたね。はい、まあ同じところが変更金額を出すというのも、ちょっといかなものかと思いますが、今後、またそこら辺も考慮していただけますか。

○議長（小林 豊）中川室長

○地域づくり推進室長（中川 泰成）管理設計業者につきましても、当然山路議員がおっしゃられるその物価版を活用するところもございまして、見積りを聴取してその中で適正なものというのを私どもも確認をしておりますので、おっしゃられますように、その重なるようなところというのは、こちらも、入札によって決定をされることなんですが、十分注意しながらですね、金額の適正化に努めてまいりたいと考えております。以上ござ

います。

○議長（小林 豊）山路議員

○8番（山路 善己）あの、そう。そうなんです。全て設計業者任せもいいかと思いますが、こういった割と比較的にできますので、職員さん勉強のためにも今後、物価版でしたか正式名忘れましたが、あれに基づいて全部出ますので、勉強もしていただきたいと思います。

○議長（小林 豊）中川室長 今回の積算にあたりまして、建築の専門的なところについては当然、設計業者のですね、管理業者の指導なり委託を依頼をしてですね、お願いをしておりますし、この物品にかかるようなところについては十分協議をして、あの物価版というですね国の基準に基づいたもの、それから私どもの見積りであって確認できるものというものを区分けをしてですね適正化に努めてまいりたいと思いますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊）他にありませんか。

12番 坪井議員

○12番（坪井 信義）これらの変更の工事については了承しておりますが、工期の変更がされておられません。この工期内に全て出来るということで、工期の変更の必要は無かったということでしょうか。

○議長（小林 豊）中川室長

○地域づくり推進室長（中川 泰成）工期につきましては3月21日変わらずでですね、この中でやるということで確認をとっておりますし、そのように今現在は進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（小林 豊）他、ありませんか。よろしいですか。

はい、続いて討論を行います。討論の申し出はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 豊）討論の申し出はありませんので 省略します。

これから、議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第39号 工事請負契約の変更について（田丸駅交流施設建築工事）は原案のとおり承認することに決定しました。

## ◎追加日程第5 発議第1号

○議長（小林 豊）次に、追加日程第5発議第1号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により 閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(小林 豊) これで今期 定例会に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり挨拶を申し上げます。

今期定例会提案の全ての議案についてご承認を賜りました。お礼を申し上げます。

また、会期中、貴重なご意見を賜りました。今後の町政運営の参考にさせて頂きたいと考えております。特に喫緊の課題でありますところの、能登半島地震を受けましての、この玉城町の防災対策の強化、さらに今後の玉城町の持続発展のために、少子化に対応するところの子育て支援、あるいはコロナ後の地域の皆さん方同士の共助、コミュニティの再生に一層力を入れていく必要があるという風に考えておるわけでございます。

議員の皆さん方には引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。

(午前10時41分 閉会)